

第4回検討会(刑事手続きへの関与)についての意見

平成17年6月27日

読売新聞東京本社論説委員 久保 潔

- 1) 刑事手続きに関与したいという被害者の要望の背景には、情報不足から刑事裁判に対する疎外感が強いこと、被告の一方的な弁明や虚偽供述に被害者が反論できず追及が不十分に感じられること、その結果として検察官の訴訟活動や裁判所の量刑に不満が強いこと、などがある。
各種ヒアリング、アンケート結果も、特に「裁判官に直接、気持ちや意見を訴えたい」「被告人に、被害の実態や苦しみを分からせたい」などの思いが強いことを示している。
- 2) 現行制度における被害者関与は、犯罪被害者保護二法を中心に、意見陳述、公判記録の閲覧・謄写など、制度面ではかなり改善されてきたが、周知度不足から、なお十分に活用されているとは言えない。
- 3) 強い被害感情を背景にした刑事裁判不信は、一刻も早く解消しなければならない。しかし、被害者が当事者として訴訟参加し、被告人等に質問したり、証拠請求することなどを認める新たな制度は、我が国の刑事裁判制度の根幹にかかわる問題であり、時間をかけた慎重な論議が求められる。
- 4) そうした本質的な議論・検討の必要性は認めるが、同時に、被害者の心情や被害の実態が的確に刑事裁判に反映されるよう、現行制度の拡充、改善、訴訟関係者の意識改革への取り組みを急がなければならない。

<対応>

1) 被害者との信頼関係、コミュニケーションの確保

被害者の不信感の多くは、検察官など関係者とのコミュニケーション不足に起因していると思われる。被害者と誠実に向き合い、被害の実態や心情を的確に汲み上げるとともに、被害者を納得させる丁寧な説明、情報開示が求められる。(神戸少年事件や池田小事件での対応は、一つのモデルケースと言えるだろう)

2) 意見陳述制度の拡充

現行の陳述制度、証人尋問等を活用して、実質的に被害者が被告人等に質問できる手法を研究する。

3) 判決前報告書の導入

捜査段階での被害者供述調書だけでなく、その後の被害者の経済的、社会的、心理的、医学的な被害の実態を判決前に陳述、または書面で提出する。制度化によって、検察官に被害者への配慮と意思疎通を促す一方、被害者側も自分の被害状況や心情を裁判に反映できる。

4) 公判書類の謄写、閲覧の拡大

5) 少年審判を除き、被害者の在廷を希望者に認める方向で検討

6) 仮出所の決定に先立ち、被害者の意見を聴取

現在も、保護観察官の調査、環境調整の一環として、必要に応じ被害者等の意見を聞いているようだが、制度化の方向で検討する。

7) 裁判終結後の加害者情報の提供

刑や保護処分の終了、仮釈放などの情報に加え、求めがあれば受刑者（加害者）の矯正教育の内容、反省の状況なども提供する。